

# 議会運営委員会報告書

平成28年10月21日

備前市議会議長 鶴川晃匠 殿

委員長 尾川直行

平成28年10月21日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	審査結果	備 考
1 議会の運営に関する事項についての調査研究 ① 第7回臨時会の運営について	継続調査	—
2 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 行事予定について	継続調査	—



## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	平成28年10月21日（金）		午前9時00分	
開議・閉議	午前9時00分	開会 ～	午前9時10分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	尾川直行	副委員長	立川 茂
	委員	田原隆雄		田口健作
		掛谷 繁		守井秀龍
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鶴川晃匠	副議長	橋本逸夫
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説 明 員	議会事務局長	草加成章	議会事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍 聴 者	議員	なし		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審 査 記 録	次のとおり			

## 午前9時00分 開会

○尾川委員長 おはようございます。

ただいまの御出席は6名です。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

早速ですが、議会の運営に関する事項についての調査研究について、事務局から御説明願います。

○石村議事係長 10月第7回臨時会ですが、去る18日に招集が告示されましたので、議長名で招集通知を議員各位に郵送させていただいております。

この臨時会は、地方自治法第74条第1項の規定により、備前市議会議員及び市長の選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署を持って、3人の代表者から市長に対して請求された条例の制定が、10月6日付で受理をされましたので、同法第3項の規定により招集されたものであります。

本来、臨時会の招集告示には、招集すべき案件が必要であり、告示された市長提出議案は招集告示と同時に議員に発送されてまいりましたが、今回の場合は、市長が意見を付して議会に付議する必要があり、その調整に時間を要しているとの理由から、議案の送付が臨時会当日になると見込まれております。ただし、地方自治法第74条第2項の規定により、条例の請求があったとき、市長は請求の要旨を公表しなければならないこととなっており、その写しを参考として招集通知に同封をさせていただいております。本日もお手元に配付いたしております。

さらに、本日、意見書以外の議案が議案書の案として配付をされましたので、お配りいたしております。

それでは、第7回臨時会の運営について御説明申し上げます。

まず、会期ですが、10月25日から31日までの7日間の案としております。

議事日程については、別紙臨時会総括日程表の案により後ほど御説明させていただきます。

付議事件ですが、議案第115号旧アルファビゼン問題解明推進委員会条例の制定についての1件でございます。

審議方法ですが、地方自治法第74条第4項の規定により、審議に当たっては、議会は代表者に意見を述べる機会を与えなければならないこととされており、また地方自治法施行令第98条の2の規定により、意見陳述の日時、場所、陳述者の人数等必要な事項を代表者に通知するとともに、告示公表することとなっております。それらを行った後に、提案者に対する質疑を経て、委員会への付託審査と考えております。なお、請求の要旨や現状の各委員会の所管事務から勘案し、付託先は総務産業委員会が妥当ではないかと考えております。

前段で申し上げた告示の内容については、レジュメに記載のとおりで、10月31日9時30分からの本会議で行うこと、代表者は3人おられますので、3人以内でお一人につき10分以内の陳述としてはと考えております。

また、告示とは別に、代表者に郵送する通知ですが、意見陳述の有無を28日の金曜日午後1時までにお知らせをいただくこと、陳述される場合は当日の午前9時までに事務局にお越しいただくこと、本会議の様子はインターネットで生中継をされており、また日生地区ではひなビジョンによる番組が放送される予定であることなどを記載して通知するように考えております。

質疑については通告制とし、通告期限を臨時会第2日目、26日木曜日の午前10時とさせていただきます。当日は、午前11時より、和気町において一部事務組合が開催される予定ですが、質疑を希望される方で関係議員の方におかれましては、何とぞ御提出の上、一組議会へ臨まれますようお願いいたします。

次に、会議録署名議員ですが、8番尾川議員、9番山本議員、10番掛谷議員をお願いいたします。

最後に、その他で会期中に開催が予定されている予算決算審査委員会の総務産業分科会と旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会ですが、付議事件の追加告示が必要となります。これをいたしませんと、臨時会の会期中は、議案第115号以外の案件について、委員会の開催ができませんので、本日の議会運営委員会において、会期の御決定がいただけましたら、直ちに議長名で追加告示の依頼をしたいと考えております。

追加告示の内容は、議案第96号平成27年度備前市一般会計歳入歳出決算の認定について及び旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会に付託された調査事項の2件でございます。

なお、予算決算審査委員会に付託中の議案第96号については、本日配付の日程案には載せておりませんが、最終日に委員長から継続審査の申し出をいただき、本会議で所要の手続を行う予定でございます。

それでは、臨時会の議事日程について御説明を申し上げます。

別紙総括日程表と本会議開催日の議事日程表の案をごらんいただきたいと思っております。

第1日目は、議長、市長挨拶の後、日程1で会議録署名議員の指名、日程2で会期を御決定いただきます。日程3で議案第115号を上程いただき、日程4で条例制定請求者に意見を述べる機会を与えることについて御議決をいただき、この日は散会となります。

条例制定請求者に意見を述べる機会を与えることについて御議決をいただく内容は、先ほど申し上げたとおりでございます。

翌日に質疑の通告をお受けいたして、27、28日は付議事件を追加した委員会を開催いただき、第7日目の日程に移ります。臨時会最終日の日程1は条例制定請求代表者の意見陳述でございます。3名以内での陳述となる場合あるいは陳述がない可能性もございます。日程2で質疑通告に基づいて質疑を行い、委員会に付託して、本会議を休憩いただきます。休憩中に委員会室A・Bで議案第115号を事務局案では総務産業委員会に御審査をいただき結審されれば、本会議を再開して、日程3で委員長報告、委員長に対する質疑をお受けいただき、日程4で討論、採決、議案第96号一般会計決算は継続審査の申し出があると思われまますので、継続審査の御議決

をいただいて、臨時会は閉会となります。

第7回臨時会の運営は以上でございます。

○尾川委員長 ただいままでの説明に対して、何か御質問等御意見ありましたら。

○守井委員 代表者に意見を述べる機会を与えなければならないという項目があるが、代表者は3人になるのか。通常代表者といったら1名のような感じがするがどうなのか。

○石村議事係長 今回のケースは、3人が代表者として告示されて、その方が署名を集められたということになっておりますので、代表者は3人でございます。

○尾川委員長 ほかにはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に2の議長の諮問に関する事項についての調査研究ということで、事務局から御説明願います。

○石村議事係長 10月、11月から、年内にかけて行事が多かったので、ここで日程を上げさせていただきます。一から御説明を申し上げますが、後ほど御確認をいただけたらと考えております。

○尾川委員長 2のほうで御質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、全体を通して御意見等。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで議会運営委員会を終わります。

午前9時10分 閉会